

労働者派遣法に基づく情報公開

2024年4月30日

株式会社アクセプタンス

労働者派遣法 第23条第5項の規定に基づき、以下の情報を公開します。

1. 労働者派遣事業の実績

派遣労働者数	派遣先事業所数	A. 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	B. 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (A - B) ÷ A
2人	1カ所	37,504円	22,536円	40.0%

※マージン率とは

派遣先より当社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額を「マージン」といい、これを派遣料金で除して得られた率を「マージン率」といいます。

※マージンには、派遣元が負担する下記項目も含まれています。

社会保険料	健康保険、厚生年金、介護保険、雇用保険、労働保険等 (約半額を事業主が負担します)
有給休暇	年次有給休暇の取得に係る賃金（派遣先への請求はできません）
健康診断料	一般健診の受診料
宣伝広告費	派遣労働者の募集に係る費用（求人媒体への広告掲載料等）
管理費	派遣労働者の就業に係る費用（教育訓練、事務管理費等）
営業費	営業スタッフの入件費及び活動費、法定手続費、設備費等

2. 教育訓練に関する事項

派遣就業する労働者を対象として、Eラーニングを中心とした教育訓練を実施しています。

- 情報セキュリティ教育
- コンピュータ・リテラシーに関する基礎教育
- ビジネスマナー教育
- その他、派遣先やキャリアに応じた個別教育

また、今後のキャリアプラン等に関する相談も受け付けています。

相談を希望される方は、下記のお問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

3. その他参考と認められる事項

- 健康診断料（一般健診の受診料）
- 保養施設の利用

4. 労働者派遣法 第30条第4第1項の労使協定に関する事項

労使協定の有無：あり（有効期間終期 2025年4月30日）

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者

5. 責任者・問い合わせ先

労働者派遣事業の責任者は、下記の通りです。

当社の業務についてご不明点等ございましたら、お気軽にお尋ねください。

営業部 部長 算輪 大輝／連絡先 0422-67-9498 (recruit@acceptance.co.jp)